平成30年4月25日

　一般社団法人　全麺協

正会員団体代表者　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人　全麺協

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　中　谷　信　一

**全麺協直轄事業支援員としての指定登録公募について**

全麺協は平成２６年５月１日、一般社団法人全麺協と法人として設立したために社会的認知度も高まり、最近は全麺協本部に東京都内にそば教室の開設、企業や学校、学園でのそば会の開催、料理教室などでのそばに関する講演会の講師依頼等の案件が増えてまいりました。さらに２０２０東京オリンピック・パラリンピック(以下「東京オリ・パラ」という)開催に合わせて「麺ロード」の開設もとりざさされており日本の伝統食文化そばに関する文化交流活動に迅速に対応しなければならない状況になってまいりました。

しかしながら、全麺協本部には事務処理要員は配置されておりますが、それらの事業を実際に担当できる実働要員は確保されておりません。既に平成２７年３月１０日付で「直轄事業支援員編成及び運用要項」(以下「支援員要項」という)を制定し、一部はこれにより運用してきたところでありましたが、現在この直轄事業支援員として登録を申し出た人は若干名であり満足いける状態ではありませんでした。

前記したとおり、２年後に東京オリ・パラが開催されこれを見据えて麺ロードが円滑な運営ができるように今から本番に備えて要員を選定して会場設営やそば打ち技術・茹で方・盛付・配膳等おもてなしの訓練をして準備しておく必要がありますし、また前記した通り、最近全麺協本部へのそばに関する各種要望に的確・迅速に対応するためには、直轄事業支援員制度を確立し支援員としての適任者を相当数登録指定しておくことが喫急の課題であります。このため、全麺協の直轄事業支援員として協力できる人を広く公募することといたしました。

支援員は、原則としてボランティアとして活動いただくことになりますが、まさにそば道の精神を実践する活動となると考えています。さらに、登録したからといって、活動を強要することはありません本人の参加意思を尊重しますので、この点も周知をお願いいたします。

会員団体代表者各位におかれては、所属の全麺協個人会員に、この趣旨をお伝えいただき、一人でも多くの会員が申込みされるようご支援をお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1. 直轄事業支援員申込書の提出

・直轄事業支援員指定を希望する者は、支援員要項の(様式1)「直轄事業支援員申込書」を記載して全麺協事務局に直接FAX又は郵送により提出して下さい

(申込書(様式１)は全麺協ホームページからダウンロードして下さい。)

2.　直轄事業支援員指定書の交付

前項により送付を受理した全麺協は、当該提出者の年齢、住居、活動状況、認定段位等を確認し、適任と認める者に対して支援員要項(様式2)「直轄事業支援員指定書」を交付し指定する。

1. 留意事項

・直轄事業支援員指定を申込は、全麺協個人会員として納入基準額２,０００円を納入している者とする。

・支援員として指定された後の事業実施の連絡やその受諾連絡等は、当面「メーリングリスト」を利用して一斉に実施することを予定しているので、パソコン又はスマホのメールアドレスを保有している人が望ましい。ただし、所属団体又は友人等を通じてその連絡が受け取れる人であればそれでも結構です。

・前記のとおりメーリングリストの利用を予定しています。そのため、申込書にはパソコンのメールアドレルとスマートホーンのアドレスを記載する欄を設けましたので、両方に正確に記載するようにお願いします。

・直轄事業支援員として指定されたときは、自己の所属する正会員団体代表者には本人から指定されたことを報告しておいて下さい。

・直轄事業支援員として業務遂行に参画した時は、当然ZENライセンス運用規定による単位取得得点は当該事業による点数を付与します。

・平成２７年本制度制定当時の規定では、所属団体の代表者からの推薦を必要としておりましたが、今回はこれを改正して本人が支援員として指定を希望すれば直接申込みができることといたしましたので誤りのないように願います。

・支援員指定を多数の人が希望した場合は、全麺協本部において事務処理上等の観点から選考させていただくこともありますのでご了解下さい。